

豊見城農業振興地域整備計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

この要領は、豊見城農業振興地域整備計画策定業務の受注者となる相手方を決定するために必要な方法及び基準等を定めることを目的とする。

1 業務の目的

豊見城農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、土地の農業上の有効活用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しており、その後幾多の計画見直しを経て現計画（令和2年6月策定）に至っている。本業務では、農地法等の一部改正や自然的、経済的、社会的諸条件の変化を考慮し、長期的観点で農業振興を図るための総合的基本計画を定めるもので、農業生産基盤整備や農業近代施設の整備等のほか、保全すべき農地について農用地区域を定め、農用地等の確保を図るとともに必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るために、現計画の再編見直し作業を行うことを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 名 称：豊見城農業振興地域整備計画策定業務
- (2) 業務場所：豊見城市内
- (3) 内 容：別添「豊見城農業振興地域整備計画策定業務仕様書」を参照
- (4) 履行期間：契約締結の翌日から令和8年3月31日（火）まで
- (5) 契約保証金：豊見城市契約規則に基づく
- (6) 提案上限額：8,756 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※なお、企画提案のための上限金額を示したものであり契約金額ではない。

3 公募型プロポーザル方式採用の理由

価格のみによる競争入札でなく、「実績(経験値)、技術力、マネジメント力、取組み意欲など」を総合的に評価し、本業務の履行に最も適した候補者を決定することで、優れた成果が期待できるため。

4 応募資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる要件を全て満たす者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 豊見城市指名競争入札参加者の指名等に関する要綱(平成4年豊見城村訓令第4号)第

8条の規定による指名停止の措置を受けていない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 別添「豊見城農業振興地域整備計画策定業務仕様書」記載の各要件を満たしていること。
- (5) 沖縄県内に本店又は支店、営業所、事務所等を有すること。
- (6) 沖縄県内における農業振興地域整備計画の策定について管理技術者として直近5年以内に3件以上の実績を有していること。
- (7) 豊見城市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に該当する者でないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (10) 業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ管理技術者および担当技術者を割り当て十分な人員体制が取れること。
- (11) 過去に、受託業務等において法令違反や不正行為等がないこと。
- (12) 共同体（コンソーシアム）での参加も可能とする。（その場合、構成員すべてが上記（1）～（9）及び（11）の要件を満たすこと。）

5 配布資料

- (1) プロポーザル実施要領（本書）
- (2) 豊見城農業振興地域整備計画策定業務仕様書（以下「仕様書」という。）
- (3) 企画提案参加意向申出書（様式1）
- (4) 共同企業体構成書（様式1-2）
- (5) 質問書（様式2）
- (6) 誓約書（様式3）
- (7) 会社概要（様式4）
- (8) 実施体制調書（様式5）
- (9) 実施体制調書（様式5-1）
- (10) 辞退届（様式6）
- (11) 審査基準表（別紙1）

6 提出書類に関すること

- (1) 提出書類（①～⑩：原本1部、⑪：原本1部、写し5部）
 - ① 企画提案参加意向申出書（様式1）
 - ② 共同企業体構成書（様式1-2）※該当の場合のみ
 - ③ 誓約書（様式3）

- ④ 会社概要（様式 4）
- ⑤ 実施体制調書（様式 5）
- ⑥ 実施体制調書（様式 5 -1）
- ⑦ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※発行から 3 か月以内のものに限る。
- ⑧ 会社定款（定款がない場合は規約および構成員名簿等を添付。）
- ⑨ 完納証明書（所在地の市町村）※発行から 3 か月以内のものに限る。
- ⑩ 価格提案書（任意様式）
- ⑪ 企画提案書（任意様式）

※共同企業体で申込む場合は、上記③～⑨を構成員ごとに提出すること。

（2）企画提案書作成要領

次に掲げる書類で構成し、順に並べフラットファイル A4 版左綴りとし、ページ番号及びタイトルを付すこと。※20 ページ以内とする（表紙及び目次を除く）

- ① 表紙
- ② 提案内容

仕様書の内容を踏まえながら下記（ア）～（エ）について必ず記載すること。

- （ア）迅速かつ正確に業務遂行を行う仕組み・体制
- （イ）実施スケジュール（出来るだけ具体的かつ詳細に記載）
- （ウ）同種事業に係る管理技術者の業務実績
- （エ）見積額

（3）提出期限 令和 7 年 6 月 12 日（木）17 時まで

（4）提出先 豊見城市経済建設部農林水産課（以下「事務局」という。）に提出。

（5）提出方法

直接持参によるものとし、提出期限までの平日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）に事務局へ提出すること。

※ 電子メールまたはファックス等による提出は認めない。

※ 申請書提出の遅延については、紛失等いかなる理由であっても考慮せず、提出を受理しない。

7 本プロポーザルの実施日程（※予定を示したものであり、変更となる場合がある。）

	内容	実施日程、提出期限	通知・連絡手段
1	募集開始	令和 7 年 5 月 21 日（水）	市ホームページ掲載
2	質問受付期限	令和 7 年 5 月 29 日（木）17 時まで	電子メール
3	質問回答	令和 7 年 6 月 6 日（金）	市ホームページ掲載
4	提出書類受付期限	令和 7 年 6 月 12 日（木）17 時まで	

5	一次審査（事務局による資格審査）の通知	令和7年6月18日（水）	電子メール
6	二次審査（選定委員による内容審査）	令和7年6月26日（木） ※予定であり変更する場合あり。	
7	二次審査結果の通知	令和7年6月30日（月）※予定	電子メール及び文書
8	契約締結	令和7年6月下旬～7月上旬予定	

8 質問及び回答

公募要領及び企画提案に関する質問は、「質問書」（様式2）により事務局へ電子メールにて送信すること。また、以下の点に留意すること。

- （1）質疑は電子メールのみとする。
- （2）質問書送信後は、必ず電話連絡による着信確認を行うこと。
- （3）質問書の提出は、令和7年5月29日（木）17時までとする。
- （4）質問に対する回答は、令和7年6月6日（金）までに市ホームページにて公開する。

9 一次審査（書類審査）及び二次審査案内の通知

提出書類の確認後、事務局において書類審査による応募資格の要件等の審査（4 応募資格参照）を行う。一次審査（書類審査）可否の結果については提案者すべてに通知し、合格者には、二次審査の案内も併せて行う。なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、令和7年6月20日（金）正午までに事務局へ電話で問い合わせること。

10 二次審査（プレゼンテーション審査）

選定委員会によるプレゼンテーションは下記のとおりとする。

（1）プレゼンテーションの実施方法

※日時については予定であり変更の場合はプレゼンテーション参加者に通知する。

- ① 審査日：令和7年6月26日（木）14：00～17：00
- ② 審査会場：豊見城市役所4階 第1会議室
- ③ 出席者：3名以内とする。
- ④ 所要時間：30分以内（説明20分、質疑応答10分）
- ⑤ 内容：説明は企画提案書等に記載した内容とする。新たな資料の配布は認めないが、提案書を抜粋したプレゼンテーション用概要資料による説明（パワーポイント等）は可とする。
- ⑥ 使用機器：パソコン等はプレゼンテーション参加者が用意すること。電源、スクリーン、プロジェクター、HDMI 端子、延長コードは市で用意す

る。また、機材の動作確認を希望する参加者は、事前に申し出て、事務局と日程調整をすること。（プレゼンテーション当日は不可）

（２）選定方法

プレゼンテーションの内容を基に「豊見城農業振興地域整備計画策定業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）において総合的に評価を行い、次のとおり優先交渉権者を選定する。

- ① 選定委員会にて、各選定委員が提案者ごとに評価点をつけ、その合計点が高い順に順位をつける。順位を第１位とした委員の数が最も多い提案者を優先交渉権者第１位者として選定する。
- ② ①において、順位を第１位とした委員の数が同数の提案者が２人以上ある時は、当該提案者の順位を第１位とした委員の当該提案者に係る採点の合計点数が最も多い者を優先交渉権者とする。
- ③ ②において、順位を第１位とした委員の当該提案者に係る採点の合計点数が同点の場合は、直ちに当該提案者それぞれにくじを引かせて優先交渉権者を定めるものとする。この場合、当該提案者それぞれによりくじを引く順番は決めるものとする。
- ④ ①から③にかかわらず、提案者が１者の場合、ヒアリング等を行った後、各委員の審査及び合意をもって優先交渉権者とする。

（３）評価項目及び評価基準

審査基準表（別紙１）のとおり

（４）審査結果

審査結果については決定後、全ての二次審査参加者に対しメール及び書面により通知する。また、審査の結果を本市ホームページにおいて公表する。ただし、選定されなかった事業者名については公表しない

11 契約方法

原則、選考委員会にて決定した順位１位の優先交渉権者と、委託内容、経費等について協議をし、必要に応じて見積書の再提出を求め、双方の合意に至った場合、随意契約により業務委託契約を締結する。ただし、協議の結果、順位１位の優先交渉権者と契約に関して合意に至らなかった場合は、次点候補者を繰り上げ、その者と契約に向けて協議を行うものとする。

12 失格要件

次に掲げる項目に該当する者は、失格とする

- （１）本要領「４ 応募資格」の要件を満たしていない場合、または満たすことが出来なく

なった場合

- (2) 企画提案書及びその他書類等に虚偽の記載をした場合
- (3) 定められた提出方法及び提出期限に適合しない場合
- (4) プレゼンテーションに出席しなかった場合
- (5) 契約を締結できない、または締結の意志が認められない場合
- (6) 価格提案書の金額が提案上限額（税込）を超える場合
- (7) 選考委員、市職員及び当該プロポーザル関係者から不正にプロポーザル又は選考に係る情報を得ようとし、又は得た場合
- (8) その他委員会及び事務局において不適格と認められる場合

13 その他の留意事項

- (1) 参加申込後にやむを得ず参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式6）を事務局に提出すること。
- (2) 事業提案は、1者につき1提案とする。
- (3) 提出書類の作成、参加申込みのために要する費用は、全て参加者負担とする。
- (4) 提出書類は、本市の所有物として本市が保管、管理又は廃棄し、参加者への返却はしない。
- (5) 提出書類は、本プロポーザルにおける優先交渉権者の選定以外の目的では使用しない。
- (6) 参加者が1者の場合は、その提案内容等を選考委員会で審査し、委託可能と判断した場合にのみ契約について協議する。
- (7) 参加申込及び企画提案にかかる各種様式について、誓約書（様式3）のみ記名押印し、他の様式は押印不要とする。
- (8) 検討すべき事情が発生した場合は、別途協議を行う。

《事務局問い合わせ先》

〒901-0292

沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1 豊見城市役所3階

豊見城市 経済建設部 農林水産課 農政班（担当：比嘉）

TEL：098-850-5305 FAX：098-856-3968

E-mail: nousei-g@city.tomigusuku.lg.jp

（祝日を除く 月曜日～金曜日 8：30～17：15）